

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

住民税均等割のみ課税世帯等に対する臨時特別給付金

問本所福祉課 ☎24 - 6625

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象とならない下記の世帯に対し、市独自の事業として1世帯当たり2万円を給付します。

■対象

令和4年6月1日時点で鶴岡市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯（下表“◎”）

- ▶ 扶養されている非課税世帯で、扶養している人の課税状況が住民税均等割のみの世帯
- ▶ 住民税均等割のみ課税世帯（所得割が課税されている人に扶養されている世帯を除く）

■申込み

- ・ 受給には申請手続きが必要です
- ・ 対象世帯に9月上旬以降に順次申請書を送付します。記入の上、郵送で提出してください
- ・ 申請は12月28日☎まで受け付け
- ・ 詳しくは市HP ▶▶▶



給付対象世帯	扶養している人の有無 (その人の課税状況)	市の給付金 (2万円)	国の給付金 (10万円) [※]
非課税世帯	いない	×	○
	いる(非課税)	×	○
	いる(均等割のみ)	◎	×
均等割のみ 課税世帯	いない	◎	×
	いる(非課税)	◎	×
	いる(均等割のみ)	◎	×

※国の給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）の申請も、9月30日☎まで随時受け付けています。

鶴岡市職員採用試験【令和5年4月1日採用予定】

問荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6341

■募集職種・受験資格

- ▷ 看護師【助産師】(短大卒程度)…昭和53年4月2日以降に生まれ、看護師免許を取得している方または令和5年4月までに取得見込みの方
- ※ 助産師免許を取得している方及び令和5年4月までに取得見込みの方も募集。

■試験日時・会場

- ▷ 適性検査
10月8日☎～23日☎

全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験

▷面接試験

10月30日☎（受験申込み後に時間を指定）

■申込み

- ・ 試験案内は荘内病院HPに掲載 ▶▶▶
- ・ 9月1日☎～22日☎に申込書を同院総務課へ（郵送の場合、22日☎の消印有効）



市政

高館山遊歩道の借受けに関する
意見公募(パブリックコメント)

市が国から借り受け、管理する高館山遊歩道についてご意見をお聞かせください。

■期間 9月16日☎まで
問本所観光物産課 ☎35・1
301 他市HP



福祉・医療・年金



カセットテープまたはCDに録音
「声の広報」をお貸しします

対視覚障害があり、文字による情報入手が困難な方 問本所福祉課 ☎35・1
273または各地域庁舎市民福祉課へ

人工透析を受けている方に
通院交通費を助成します

対次の全てに該当する方 ▼市内に住所があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳を所持している ▼人工透析療法を受けるために交通機関（自家用車含む）を利用して通院している ▼本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない ▼生活保護等で通院交通費の給付を受けていない
内通院交通費として実際に掛かった額と交付基準額の内、低い方の額を助成

誰も自殺に追い込まれることのない“生きごちのよい鶴岡市”を目指して
9月10日～16日は自殺予防週間です

☎健康課（にこ♥ふる）☎35 - 0156

自殺の背景には、職場や家庭、学校での悩みや生活環境の変化など、様々な要因で心理的な負担が長く続くことで発症する「うつ病」などの心の健康問題があるといわれています。自殺は、社会的な対策により「避けられる死」です。自殺予防週間を機に、私たちにできることを考えてみましょう。

■「こころのサポーター」になりませんか

特別な資格は必要ありません。身近な人の様子がいつもと違うと感じたら、下記の対応を心掛けてみてください。



気付き 変化に気付いて、声を掛ける	傾聴 相手の気持ちを尊重し、耳を傾ける
つなぎ 早目に専門家に相談するよう促す	見守り 温かく寄り添いながら見守る

※市では、団体や企業に何って研修を行う「こころの健康づくり出前講座」を無料で実施しています。

■1人で悩まず相談してみませんか

▷こころの健康相談統一ダイヤル

おこなう まもろうよ こころ
0570 - 064 - 556

9月10日(土)～16日(金)
午前9時～午後5時

▷こころの健康相談@山形 (LINE相談)

毎日午後6時30分～10時

■その他のこころの健康相談先

詳しい情報や相談先一覧は市HPで▶



まもろうよこころ (厚生労働省)



友だち登録



一定以上の所得がある75歳以上の方等の
医療費の窓口負担割合が変わります

☎本所国保年金課☎35 - 1292

現在、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方等の窓口負担割合は、1割または3割のいずれかです。令和4年10月1日に新たに2割負担が追加され、3つの区分となります。10月1日から使える被保険者証は9月20日に郵送します。

■窓口負担が2割となる方

次の①②両方を満たす方

- ①課税所得が28万円以上
- ②「年金収入+その他の合計所得金額」が次のいずれかに該当する

▶後期高齢者医療制度加入者が1人だけの世帯の場合200万円以上

▶同加入者が2人以上世帯の場合320万円以上

※窓口負担割合3割に該当する現役並み所得者を除く。

■2割負担となる方の負担を抑える配慮措置

令和7年9月30日までの間、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1か月当たり3,000円までに抑えます（入院は対象外）。

■制度見直しの背景等に関する問合せ

厚生労働省コールセンター

☎0120 - 002 - 719

月曜～土曜日の午前9時～午後6時（祝日を除く）

申9月30日(金)まで申請書、通院報告書、領収書(タクシー等を利用した方のみ)を本所福祉課☎35・1273または各地域庁舎市民福祉課へ

完全予約制です
耳や手足が不自由な方のための巡回相談

18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方(聴覚のみ)、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等(現在治療中の方を除く)を対象に巡回相談を行います。

日10月5日(土) 時肢体不自由:午後1時 聴覚:2時 場総合保健福祉センター(にこ♥ふる) ■相談科目・定員 聴覚、肢体(手帳をお持ちの方)各6人 指印鑑、保険証、身体障害者手帳(お持ちの方) 申9月30日(金)～10月4日(土)に本所福祉課☎35・1273またはFAX25・9500へ

9月4日(土)10日は「救急医療週間」
救急医療機関の適正受診について

尊い命を救う救急医療が、適切・迅速に行われるよう、「かかりつけ医」「院内病院などの地域医療支援病院」「休日夜間診療所」は、それぞれの役割を果たしながら地域医療を支えています。重症重篤患者が安心して救急医療を受けることができるよう、救急受診について、次のことを心掛けましょう。

▽具合が悪いときは、夜間や休日まで我慢せず「通常の診療時間内」に早目

に「かかりつけ医」を受診しましょう
▽夜間や休日に軽症での受診の際は「休日夜間診療所」を利用しましょう
(診療日は本紙23ページに記載)
▽健康課(にこふる)内「鶴岡地区救急医療対策協議会」事務局 ☎35・0146

紹介状のない場合の荘内病院初診時徴収額の変更

病院と診療所等の機能分担の観点から、一般病床200床以上の地域医療支援病院では、紹介状なしで受診する患者から、診療費のほか非紹介患者初診加算料等を徴収しています。診療報酬の改定により、荘内病院では10月1日④から徴収額が次のようになります。
■徴収額 ▽紹介状のない初診の場合
：医科7,000円 歯科5,000円
▽病状が安定し診療所等への紹介を申し出たが患者の希望により荘内病院を受診した場合：医科3,000円 歯科1,900円 ■徴収対象外 緊急・重篤な疾病等で救急搬送された場合や、公費負担医療の対象患者等の場合(乳幼児医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療は引き続き徴収対象) ④ 同院医事課 ☎26・5111 内線6120

年金生活者支援給付金

対老齢・障害・遺族の各基礎年金を受給している方で、所得が一定以下の方

■届出 既に給付金を受給している、引き続き要件を満たす方は、手続きが原則不要です。給付金未受給者で給付対象になり得る方には、8月末以降に日本年金機構からはがきが届きます。これから新規で年金を受給される方は、給付金も併せて請求が必要です。支給金額は、保険料納付期間や所得によって異なります。年金と同じ日・同じ口座に、年金とは別に振り込まれます(要件に該当していれば、継続的に支給されます)。原則、請求した月の翌月分からの支給となりますので、対象となる方は速やかに手続きしてください。 ④ 鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎市民福祉課へ

子育て・教育



ひとり親家庭支援制度 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け制度

ひとり親家庭の生活安定と経済的自立を助け、子供の健全な成長を促すことを目的とした貸付け制度です。子供の入学準備、高校・大学等の授業料に充てる資金や、親が就職等のために技能を習得する際の資金等があります。ただし、一定の収入がある方は利用できません。貸付けには審査がありますので、事前にご相談ください。

対母子・父子福祉資金：20歳未満の子供を扶養している、配偶者のいない方

で、一定の要件を満たす方 寡婦福祉資金：かつて母子家庭の母として20歳未満の子供を扶養していた女性、または配偶者のいない40歳以上の女性 ④ 本所子育て推進課 ☎35・1291

生活・その他



加茂コミュニティ防災センター 9月1日に移転オープンします

移転後の所在地等 加茂字坂ノ下166番地 ☎33・3023 ④ 本所コミュニティ推進課 ☎35・1203 他使用目的や団体によって使用料の加算や減免措置あり。市HP

秋の収穫作業中の事故に 注意しましょう

9月1日から10月31日までは秋季農作業事故防止強化期間です。次のことに留意し、秋作業等での農作業事故の防止に努めましょう。また、万が一に備え、労災保険や任意保険に加入しましょう。 ▽作業前に安全確認、環境整備を ▽作業に適した服装で ▽点検整備はエンジンを含めて ▽計画的な作業で、適度な休憩を ④ 本所農政課 ☎35・1297 または各地域庁舎産業建設課へ

9月は「オゾン層保護対策推進月間」

地球温暖化防止、オゾン層保護のため

め、フロン類の回収が義務付けられています。冷蔵庫やエアコン等フロン類を用いた家電製品の処分を適切に行いましょう。また、業務用エアコン・冷凍冷蔵庫の廃棄時には、知事の登録を受けた専門業者によるフロン類の回収が必要です(整備時にフロン類の回収が必要な場合も同様)。地球環境に優しいライフスタイルを推進しましょう。 ④ 本所環境課 ☎35・1247

飼う前も、飼ってからも考えよう 9月20日～26日は「動物愛護週間」

▽飼い主は動物を終生大切に飼い、正しい知識と責任を持ち育てましょう(動物の虐待・遺棄は犯罪です) ▽繁殖を望まない・産まれても自分で育てられない場合は動物病院等で不妊・去勢手術をしましょう ▽毎日の世話を通して健康管理をし、動物の種類に合った快適な環境を整えましょう ▽マナー良く、近隣の人に迷惑を掛けないようにしましょう ▽盗難や迷子を防ぐため、首輪や迷子札を付けるなど所有者を明らかにしましょう ④ 健康課(にこふる) ☎35・0146

9月21日～30日は 秋の交通安全県民運動

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

ら夜間にかけて交通事故が多く発生します。市民一人ひとりが改めて交通规则やマナーに気を付け、交通事故防止に努めましょう。

圃本所防災安全課 ☎35・1204

キノコ採りのシーズンを迎えます キノコ採りの事故に注意!!

次のことを守り、遭難事故に遭わないようにしましょう。▽一人で出掛けない ▽行き先や帰る時間を家族に知らせておく ▽携帯電話等を持ち通信手段を確保する ▽道に迷ったらむやみに動き回らない ▽早く出掛け早く帰る ▽熊に注意し鈴やラジオ等音の出るものを携帯する

熊の出没に注意

秋を迎えると、熊は冬眠に備え、食べ物求めて活発に行動します。特に夕方と早朝は、遭遇する可能性が高くなります。山や山際の農地に出掛ける際は、鈴、笛、ラジオ等、音のよく出るものを携帯してください。

また、熊は蜂蜜が好物なので、蜂の巣は撤去しましょう。未収穫の野菜や果物等は、熊を呼び寄せる餌になるため、残さず回収してください。特に、未収穫の柿は、一度食べると連続して出没する傾向があり、非常に危険です。熊を目撃した場合は、刺激しないようにその場を離れ、本所農政課 ☎35・

1297または各地域庁舎産業建設課へお知らせください。

目撃した場所が民家に近い場合は、警察署にもお知らせください。

鳥獣被害対策支援事業

市では、野生鳥獣による農作物被害の防止を図るため、農業者、営農組織、生産組合等を対象に次の支援事業を実施しています。

▽有害鳥獣被害軽減モデル事業：電気柵の購入に掛かる費用の2分の1以内を補助 ▽鳥獣被害防止地域活動支援事業：地域が主体となつて行う鳥獣被害防止対策の活動経費を補助 ▽有害鳥獣対策事業：防鳥ネット、侵入防止柵の購入に掛かる費用の2分の1以内を補助 ▽狩猟免許取得支援事業：狩猟免許・銃所持許可の取得に掛かる費用の2分の1以内を補助

圃本所農政課 ☎35・1297または各地域庁舎産業建設課へ 他各事業上限あり。来年度の事業実施に向けての要望等は9月30日

☎まで受け付け。市HP



取引や証明に使用する 計量器(はかり)の定期検査

計量法によって2年に1回の定期検査が義務付けられています。

場・①鼠ヶ関公民館：9月8日②温海庁舎正面玄関：9日③羽黒体育センター：12日④藤島庁舎向

かいスクールバス庫：13日⑤櫛引庁舎庫：14日⑥朝日庁舎庫：15日 時①午後1時～3時30分②午前9時30分～午後2時30分③午前10時30分～午後2時30分 検査手数料 1台3000円～2、3000円 圃本所商工課 ☎35・1299または地域庁舎産業建設課へ

令和5年度市ごみ収集カレンダー 有料広告を募集します

毎年3月に全戸配布するごみ収集カレンダーに掲載する広告を募集します。カレンダー規格 B3判両面 広告募集数等 学区・地域区分ごとに10枠ずつ募集。1枠当たりの掲載料や規格等の詳細は市HP 9月30日☎まで廃棄物対策課 ☎22・2848へ



就業構造基本調査を実施します

総務省統計局では、10月1日現在で本市の就業構造基本調査を実施します。統計法に基づき実施する国の重要な統計調査で、就業・不就業の実態を明らかにすることを目的としています。

9月下旬から、調査をお願いする世帯に調査員が伺います。調査の趣旨をご理解の上、回答をお願いします。お手持ちのパソコンやスマートフォンを使って簡単に回答することもできます。圃本所政策企画課 ☎35・1184または各地域庁舎総務企画課へ

公園等の整備費に充てるため 市有緑地を公募抽せんて売却します

所在地(市内)	物件 地目	価格	面積
大塚町34-26	宅地	984万円	375.00㎡

10月3日⑨午後7時 場市役所本所4階ロビー 9月26日⑨まで本所都市計画課 ☎35・1302へ 他購入希望面積の相談可。市HP

市税等の滞納処分で差し押さ えた不動産公売のお知らせ

期間中に郵送での入札が可能な期間入札の形式で行います。物件によっては農業委員会発行の買受適格証明が必要となる場合があります。

10月24日⑨～28日⑨(期限内必着) 圃本所納税課 ☎35・1182 他市HP

一般財団法人自治総合センターの助成事業 宝くじの助成金で整備しました

同センターの宝くじの社会貢献広報事業で整備しました。

▼一般コミュニケーション活動用備品の整備(鶴岡市殿町町内会) 圃本所コミュニケーション推進課 ☎35・1203 ▼同 内エアコンの整備(小名部自治会) 圃温海庁舎総務企画課 ☎43・461

